

第78回国民スポーツ大会佐賀市食品衛生対策実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「第78回国民スポーツ大会佐賀市食品衛生対策要項」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 弁当調製施設

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「SAGA国スポ参加者」という。）が競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

イ 宿泊施設の調理施設

SAGA国スポ参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

ウ 仕出し料理調製施設

SAGA国スポ参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

SAGA国スポ会場内の常設の飲食店等

オ 臨時の食品営業施設

SAGA国スポ会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

SAGA国スポ会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

SAGA国スポ会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品衛生講習会

SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び保健所と連携し、食品提供施設の関係者を受講対象とした食品衛生講習会の開催について協力する。

(3) 健康管理等

実行委員会は、食品衛生講習会を通じ、食品提供施設の関係者に対し、対象事務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知する。

(4) 広報活動

実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(5) 緊急連絡体制の整備

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と緊密に連携し、SAGA国スポーツ期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒発生時の対応

ア 実行委員会及び食品提供施設は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

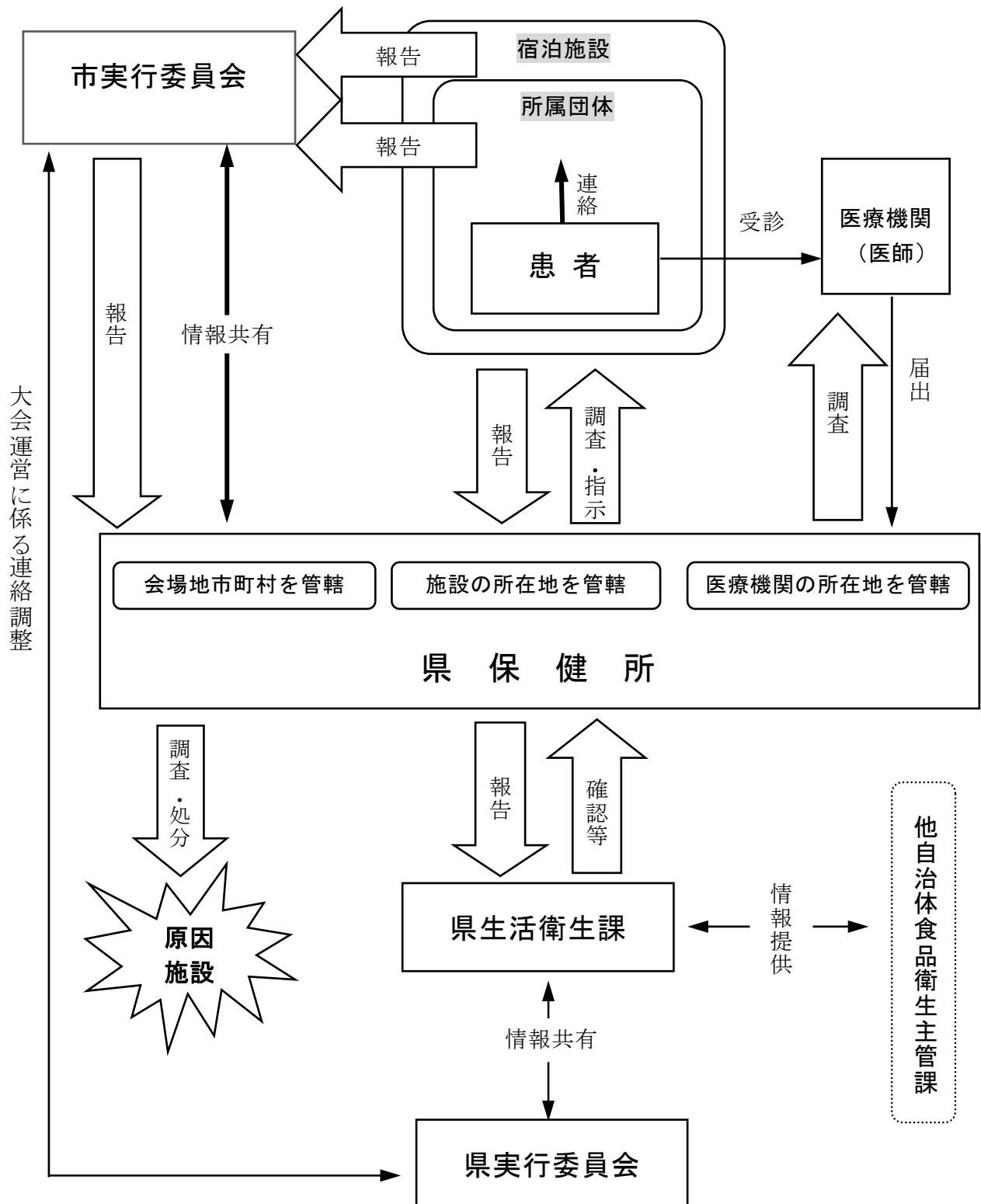
イ 実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があつたときは、緊密に連携し、対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

(2) このマニュアルに定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄保健所に連絡するように周知する。